

資金の借入れをお考えの方へ 《林業後継者等特別対策資金のご案内》

林業後継者等特別対策資金とは

林業経営の改善や事業の拡張をしようとする方のために、県が低利子で融資する制度です。

◆◆対象事業◆◆

林業複合経営（早期収益部門と育林部門）の開始 又は拡充	貸 付 内 容	貸付限度額	裏面のとおり
林業経営の拡充に必要な機械・施設及び資材等の 購入並びに設置		貸付利率	裏面のとおり
高能率素材生産用機械等の操作技術の習得		償還期間	裏面のとおり
海外等の林業地の視察・研修		対 象 者	【林業】 森林所有者 林業従事者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 素材生産業者 素材生産組合 など
教育（林業後継者のみ）		【木材産業】 木材製造業 木材卸売業 木材市場業を実施する者	
住宅の整備（林業後継者のみ）			
立木の取得			

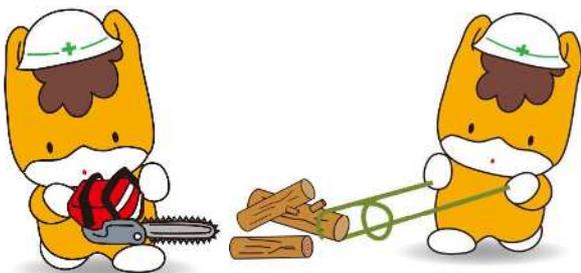
※借入には一定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

◆◆債務保証◆◆

貸付金額に応じて連帯保証人や担保が必要になります。

◆◆補助事業の補助残にも使えます◆◆

貸付対象事業を国庫補助事業で実施する場合に生じる補助残については、林業後継者等特別対策資金を活用することが可能です。



お問い合わせは、お住まいの地域の森林組合、
森林環境事務所・森林事務所、または下記までどうぞ

群馬県森林環境部 林業振興課林業団体係
電話 027-226-3237

別表

貸付対象事業	貸付限度額	利率	償還期間	備考
(1) 林業複合経営の開始又は拡充	1,000 万円	0.5%	10 年以内	
(2) 地域の林業を継承するために必要な事業 ア 林業経営の拡充に必要な機械・施設及び 資材等の購入並びに設置	1,000 万円	0.5%	10 年以内	
イ 高能率素材生産用機械等の操作技術の習得	150 万円	0.5%	5 年以内	
ウ 海外等の林業地の視察・研修	150 万円	0.8%	5 年以内	
エ 教育	150 万円	0.8%	5 年以内	
オ 住宅の整備	500 万円	0.8%	10 年以内	
カ 立木の取得	1,000 万円	0.5%	10 年以内	

注) 償還期間（据置期間を含む。）を定めるにあたっては、借入申込者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

注) (2) エ及びオは、第3条(1)に定める林業後継者のみを対象とする。